

神戸市要緊急安全確認大規模建築物耐震化助成事業の補助対象者について

補助対象者

義務付け建築物の所有者のうち、大企業及び国又は地方公共団体の支援のある公的法人を除いた事業者とします。

1) 大企業の定義

下表に掲げる「資本金の額」及び「従業員数」のいずれにも該当しない会社又は個人を大企業とします。

業 種	資本金の額	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
旅 館 業	5千万円以下	200人以下

※ 大企業から単独で50%以上の出資を受けている会社は大企業とみなします。

※ 農業、林業、漁業、金融・保険業を主たる事業とする会社又は個人は補助対象外となります。

2) 公的法人の定義

独立行政法人、国立大学法人及び地方自治法において地方自治体の調査の対象となる法人及びそれに準ずる次の法人とします。

ア 地方自治体の調査の対象となる法人

- ① 地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人
- ② 地方公共団体が資本金等の1/2以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人（公益法人含む）並びに株式会社 等

イ 地方自治体の調査の対象となる法人に準ずる法人

- ① 国が資本金等の1/2以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人（公益法人含む）並びに株式会社 等

大企業に該当しないことの確認書類について

義務付け建築物の所有者が大企業に該当しないことを確認するための書類は、次のとおりとします。

1 資本金の額を確認するための書類（下表のいずれか一つ）

種 別	要 件（注意事項）
履歴事項全部証明書 （商業登記簿謄本）	・発行日より6か月以内のもの
決算書	・直近のもので決算期、資本金の額が分かるもの ・表紙に法人名の記載、捺印等があるもの
定款	・資本金の額が分かるもの ・発起人又は出資者や公証人の捺印があるもの ・公証役場の認証日の記載があるもの ・確認の依頼日における原本と相違ないことを代表者が証明したもの

2 従業員数を確認するための書類（下表のいずれか一つ）

種 別	要 件（注意事項）
労働保険概算・確定保険料 申告書	・直近の保険年度に係るもの ・監督官庁の受領印があるもの ・常時使用労働者数の記入があるもの
賃金台帳	・法人が特定でき、従業員数が分かるもの ・直近の賃金支払いに係る事項が記載されているもの

3 単独での出資割合が50%以上の出資者の有無を確認するための書類 （下表のいずれか一つ）

種 別	要 件（注意事項）
有価証券報告書	・直近に金融庁に提出したもの ・表紙及び大株主の状況が分かる頁
法人税確定申告書別表「同族会社等の判定に関する明細書」	・直近の確定申告書に添付されているもの
上記のほか出資の割合が分かる書類	

※ 単独での出資割合が50%以上の出資者がいる場合は、当該出資者についても上記1～3の書類により大企業に該当しないことが分かる書類を提出していただく必要があります。（50%以上の出資関係がなくなる世代まで遡って確認することが必要です。）

判定例)

親会社のある A ホテル (株) が所有する建築物が耐震診断の義務付け対象となる場合

C ホールディングス (株) ※出資割合 50% 以上の大株主はいない

↓ サービス業、資本金：10 億円、従業員数：200 人 →大企業

↓ 出資 60%

B 観光 (株)

↓ サービス業、資本金：1 億円、従業員数：80 人 →大企業

↓ 出資 100%

A ホテル (株)

旅館業、資本金：1 千万円、従業員数：100 人 →みなし大企業

∴ A ホテル (株) は補助対象外となる。

業種が複数ある場合については、主たる業種を確認する必要があります。

ただし、いずれの業種においても大企業に該当しない場合には、主たる業種の確認が不要な場合があります。詳しくは、窓口までお問合せください。

4 主たる業種を確認するための書類 (下表のいずれか一つ)

種 別	要 件 (注意事項)
法人税確定申告書別表 1 - 1	・直近の確定申告書に添付されているもので、 事業種目の欄に記載のあるもの
法人住民税確定申告書	・直近のもので、事業種目の欄に記載のあるもの
上記のほか主たる業種が分かる書類	

※ 純粋持株会社については、企業グループ内の主たる経済活動を行っている業種と同じ分類とみなします。